○上尾市水道事業給水条例

昭和38年10月８日条例第18号

改正

昭和40年12月22日条例第30号

昭和45年９月30日条例第26号

昭和47年９月30日条例第25号

昭和48年10月25日条例第33号

昭和49年６月20日条例第32号

昭和50年12月25日条例第33号

昭和51年３月30日条例第13号

昭和53年12月25日条例第23号

昭和56年３月31日条例第14号

昭和57年３月27日条例第９号

昭和59年７月７日条例第18号

昭和62年３月31日条例第12号

平成４年９月30日条例第31号

平成９年３月28日条例第11号

平成10年３月31日条例第19号

平成12年３月31日条例第３号

平成12年12月28日条例第55号

平成14年12月27日条例第35号

平成17年12月28日条例第54号

平成20年９月30日条例第34号

平成25年12月27日条例第40号

平成26年７月４日条例第19号

平成31年３月29日条例第13号

令和元年９月27日条例第24号

上尾市水道事業給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第14条）
第３章　給水（第15条―第24条）
第４章　料金及び手数料（第25条―第34条）
第５章　管理（第35条―第38条）
第６章　貯水槽水道に係る市及び設置者の責務（第39条・第40条）
第７章　補則（第41条）
第８章　罰則（第42条・第43条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、上尾市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　削除

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　給水装置　需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（２）　給水装置の工事　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。

（３）　給水区域　上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年上尾市条例第26号）別表に掲げる区域をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

（１）　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの及び同一家屋内に居住する２世帯以上で連合使用するもの

（２）　共用給水装置　公共の公園、公衆トイレ等において大衆が使用する給水装置として屋外に水栓を設置するもの

（３）　私設消火栓　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の承認）

第５条　給水装置の工事をしようとする者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第８条第２項の規定により上尾市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（分担金）

第５条の２　給水装置の新設の申込みをしようとする者は、給水装置のメーター口径の区分に応じて別表に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水装置の新設に係る分担金として市に納付しなければならない。

２　給水装置の改造（給水装置のメーター口径を増す場合に限る。）の申込みをしようとする者は、別表の規定に基づき新口径に係る分担金の額と旧口径に係る分担金の額との差額を算出した上で、当該差額に100分の110を乗じて得た額を給水装置の改造に係る分担金として市に納付しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、給水装置の新設の申込みをしようとする者が当該申込みの時に給水区域内に引き続き３年以上住所を有し、かつ、当該給水装置のメーター口径が20ミリメートル以下である場合は、分担金の額を７万円とする。

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、給水装置の新設の申込みをしようとする者が昭和39年10月15日前から引き続き給水区域内に住所を有し、かつ、当該給水装置のメーター口径が20ミリメートル以下である場合は、分担金の納付は、これを要しない。

５　前各項に定めるもののほか、分担金の納付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（工事の費用負担）

第６条　給水装置の工事に要する費用は、当該工事をしようとする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第７条　給水装置の工事は、市又は市長が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事のしゅん工後直ちに市長の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定に基づき給水装置の工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第７条の２　市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第８条　市が施行する給水装置の工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（１）　材料費

（２）　運搬費

（３）　労力費

（４）　道路復旧費

（５）　工事監督費

（６）　間接経費

２　前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項の費用の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（工事費の納付）

第９条　市長に給水装置の工事を申し込む者（以下「工事申込者」という。）は、市長が設計に基づき算出した給水装置の工事の工事費について、その概算額を着工前に納付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、着工後に納付することができる。

２　前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、前条第１項第４号に掲げる費用については、この限りでない。

（工事費の分納）

第10条　前条第１項に規定する工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、市長の定めるところにより、その承認を受けて、６月以内において分納することができる。

（給水装置所有権の移転の時期）

第11条　給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

（工事費の未納の場合の措置）

第12条　給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

２　前項の規定に基づき、市長が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

（第三者の異議についての責任）

第13条　工事申込者は、給水装置の工事の施行に関し、利害関係者その他これに準ずる者から異議の申出があったときは、自らの責任においてこれに対処しなければならない。

（給水装置の変更等の工事）

第14条　市は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

２　前項の工事に要する費用は、当該工事の原因となる行為をした者の負担とする。

第３章　給水

（給水の原則）

第15条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

２　前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第16条　水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第17条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有する者

（２）　給水装置を共用する者

（３）　第26条の規定により水道料金（以下「料金」という。）が各世帯に適用されることとなった集団住宅（一部を店舗又は事務所として使用しているものを含む。以下同じ。）における当該各世帯の水道使用者

（４）　その他市長が必要と認めた者

２　市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

（水道メーターの設置）

第19条　給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計算する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

３　市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

（メーターの貸与）

第20条　メーターは市が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の規定に基づき保管を受けた者（次項において「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　保管者が前項に規定する管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用開始、中止、変更等の届出）

第21条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（１）　水道の使用を開始し、又は廃止し、若しくは中止しようとするとき。

（２）　用途を変更するとき。

（３）　口径を変更するとき。

（４）　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにこれを市長に届け出なければならない。

（１）　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

（２）　給水装置の所有者に変更があったとき。

（３）　代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（４）　集団住宅用の使用世帯数に異動があったとき。

（５）　共用栓の鍵又は証票を亡失し、又は毀損したとき。

（６）　消防用として水道を使用したとき。

（私設消火栓の使用）

第22条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを受けなければならない。

（水道使用者等の管理上の責任）

第23条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

２　前項に規定する場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

３　前項の規定にかかわらず、同項の修繕が、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置における原因不明による破損により行われるものであるときは、その修繕に要する費用は、市の負担とする。

４　第１項に規定する給水装置の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第24条　市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第25条　料金は、水道の使用者から徴収する。

２　第18条第１項第２号及び第３号に定める者は、料金の納入について連帯責任を負う。

（料金）

第26条　料金は、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（１）　専用給水装置（一般用）

用途	メーター口径	基本料金（１月につき）
一般用	13ミリメートル	700円
	20ミリメートル	700円
	25ミリメートル	1,650円
	30ミリメートル	2,640円
	40ミリメートル	4,200円
	50ミリメートル	7,010円
	75ミリメートル	15,260円
	100ミリメートル	26,340円
	150ミリメートル	61,880円

従量料金	
使用水量	料金（１立方メートルにつき）
１立方メートルから10立方メートルまでの分	50円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	150円
20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	185円
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	240円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	260円
100立方メートルを超える分	300円

備考　一般用とは、集団住宅用、公衆浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

（２）　専用給水装置（一般用以外）

用途	基本料金（１月につき）	従量料金	
		使用水量	料金（１立方メートルにつき）
集団住宅用	700円に世帯数を乗じて得	１立方メートルから10立方メートルに世帯数を乗じて得た水量の分まで	50円

	た額	10立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量の分まで	150円
		20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量の分まで	185円
		30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量の分まで	240円
		50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量の分まで	260円
		100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分	300円
公衆浴場用	—	１立方メートルにつき	120円
臨時用	—	１立方メートルにつき	630円

備考

ア　集団住宅用とは、各戸に水栓が設置され、２世帯以上で使用する場合をいう。この場合において、集団住宅内に水栓が設置された店舗及び事務所は、それぞれ１世帯とみなす。

イ　公衆浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第２条の規定に基づき、その入浴料金が埼玉県知事の指定による統制額である公衆浴場の用に使用する場合をいう。

（３）　共用給水装置

用途	基本料金（１月につき）	従量料金	
		使用水量	料金（１立方メートルにつき）
一般用	700円	１立方メートルから10立方メートルまでの分	50円
		10立方メートルを超える分	150円

（料金の算定）

第27条　料金は、隔月ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。次項において同じ。）にメーターの点検を行い、その使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分として算定する。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

３　第１項の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

（使用水量及び用途の認定）

第28条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

（１）　メーターに異常があったとき。

（２）　使用水量が不明のとき。

２　前項に規定する使用水量の認定は、前４月間の使用水量その他の事情を考慮して行う。

（専用給水装置に係る使用水量の認定）

第29条　専用給水装置で集団住宅用のものに係る使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。ただし、市長が必要があると認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

（特別な場合における料金の算定）

第30条　月の中途において水道の使用を開始し、又は廃止し、若しくは中止したときの料金は、１月分として算定する。

２　月の中途において、その用途に変更があった場合は、全て翌月から変更した用途の料率を適用する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第31条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

（料金の徴収方法）

第32条　料金は、口座振替の方法によるほか、払込みの方法により隔月に徴収する。ただし、市長が、必要があると認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第33条　手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市

長が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収することができる。

（１）　第７条第１項の指定をするとき。　１件につき　10,000円

（２）　第７条第１項の指定の更新をするとき。　１件につき　10,000円

（３）　第７条第２項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき。　１件につき　1,000円

（４）　第７条第２項の工事検査をするとき。　１件につき　1,000円

（５）　第22条第２項に規定する消防演習の立会いをするとき。　１回につき　2,000円

（６）　第36条第２項ただし書に規定する確認をするとき。　１件につき　10,000円

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第34条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第35条　市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条　市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第37条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（１）　水道の使用者が、第８条第１項の工事費、第23条第２項の修繕に要する費用、第26条の料金又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

（２）　水道の使用者が、正当な理由がなくて第27条に規定する使用水量の計量又は第35条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。

（３）　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第38条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、当該給水装置の使用者がないとき。

（２）　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第６章　貯水槽水道に係る市及び設置者の責務

（市の責務）

第39条　法第14条第２項第５号に規定する貯水槽水道（以下この章において「貯水槽水道」という。）の設置者に対しては、必要に応じて、貯水槽水道の管理に関し指導、助言及び勧告を行うものとする。

２　貯水槽水道の利用者に対しては、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第40条　貯水槽水道のうち法第３条第７項に規定する簡易専用水道に該当する貯水槽水道の設置者は、法第34条の２の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に規定する貯水槽水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めるものとする。

第７章　補則

（委任）

第41条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第８章　罰則

（過料）

第42条　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条の承認を受けないで給水装置の工事を行った者

（２）　正当な理由がなくて、第19条第２項に規定するメーターの設置、第27条に規定する使用水量の計量、第35条に規定する検査又は第37条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者

（３）　第23条第１項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

（４）　第26条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

（料金等を免れた者に対する過料）

第43条　詐欺その他不正の行為により、第５条の２に規定する分担金、第26条に規定する料金又は第33条に規定する手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年条例第30号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条の規定に基づく厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（昭和45年条例第26号）

この条例は、昭和45年10月１日から施行する。

附　則（昭和47年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年条例第32号）

この条例は、昭和49年10月１日から施行する。

附　則（昭和50年条例第33号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和51年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の上尾市水道事業給水条例第26条の規定は、施行日以後調定して徴収する料金から適用し、同日前に調定した料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年条例第13号）

この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和53年条例第23号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

（読替規定）

２　昭和54年４月から昭和55年３月までの分に係る水道料金の額については、この条例による改正

後の上尾市水道事業給水条例第26条第１号及び第２号の規定にかかわらず、同条第１号の表の一般用の項及び集団住宅用の項中「650円」とあるのは「600円」と、「80円」とあるのは「75円」と、「100円」とあるのは「95円」と、「120円」とあるのは「115円」と、「140円」とあるのは「135円」と、「160円」とあるのは「155円」と、プール用の項中「100円」とあるのは「90円」と、公衆浴場用の項中「65円」とあるのは「60円」と、臨時用の項中「320円」とあるのは「310円」とし、同条第２号の表中「650円」とあるのは「600円」と、「80円」とあるのは「75円」とする。

附　則（昭和56年条例第14号）

1　この条例は、昭和56年５月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に係る使用月分の料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和57年条例第９号）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年条例第18号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この条例の施行の際、現に第３条の規定による改正前の上尾市水道事業給水条例の規定により、市長が行っている行為は、第３条の規定による改正後の上尾市水道事業給水条例の規定により、管理者が行った行為とみなす。

附　則（昭和62年条例第12号）

この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第31号）

（施行期日）

1　この条例は、平成４年12月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に係る使用月分の料金については、なお従前の例による。

附　則（平成９年条例第11号）

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第18条第１項、第21条第１項及び第２項、第28条第１項並びに第33条各号列記以外の部分

の改正規定、同条第１号の改正規定（「750円」を「1,000円」に改める部分を除く。）、同条第３号の改正規定（「750円」を「1,000円」に改める部分を除く。）、同条第４号の改正規定（「1,500円」を「2,000円」に改める部分を除く。）並びに第37条及び第38条の改正規定　公布の日

（２）　第７条第２項及び第８条第１項の改正規定、第16条第３項の改正規定（「100分の103」を「100分の105」に改める部分に限る。）、第26条の改正規定並びに第33条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする改正規定　平成９年４月１日

（３）　第39条の改正規定　公布の日から20日を経過した日

（４）　前３号に掲げる規定以外の規定　平成９年６月１日

（工事費、分担金及び手数料に関する経過措置）

２　改正後の第８条第１項及び第16条第３項（同項の表に係る部分を除く。）の規定は、平成９年４月１日以後に申し込まれる給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、同日前に申し込まれた給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

３　改正後の第16条第３項（同項の表に係る部分に限る。）及び第４項の規定並びに第33条第１号及び第２号の規定中手数料の額に係る部分は、平成９年６月１日以後に申し込まれる給水装置の新設又は改造に係る分担金及び設計審査又は工事検査に係る手数料について適用し、同日前に申し込まれた給水装置の新設又は改造（同日から平成10年３月31日までの間に当該申込みに係る給水装置の新設又は改造の工事に着手しない場合を除く。）に係る分担金及び設計審査又は工事検査に係る手数料については、なお従前の例による。

４　改正後の第33条第３号の規定中手数料の額に係る部分は、平成９年６月１日以後に申し込まれる消防演習の立会いに係る手数料について適用し、同日前に申し込まれた消防演習の立会いに係る手数料については、なお従前の例による。

５　この条例（第33条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする改正規定をいう。以下この項において同じ。）の施行前にこの条例による改正前の第33条第２号の規定により申し込まれた材料の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

（料金に関する経過措置）

６　平成９年４月１日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から平成９年４月30日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、当

該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の第26条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。

7　前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例によることとされる率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成９年４月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

8　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

（過料に関する経過措置）

9　この条例の施行（附則第１項第３号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成10年条例第19号）

（施行期日）

1　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第５条の２第４項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の新設について適用し、施行日前の申込みに係る給水装置の新設（施行日から平成11年３月31日までの間に当該申込みに係る給水装置の新設の工事に着手しない場合を除く。）については、なお従前の例による。

附　則（平成12年条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成12年条例第55号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成14年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年条例第54号）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第26条の規定は、この条例の施行の日が属する月（以下「適用開始月」という。）以後の使用月分の水道料金について適用し、適用開始月前の使用月分の水道料金については、なお従前の例による。

附　則（平成20年条例第34号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成25年条例第40号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（工事費及び分担金に関する経過措置）

2　改正後の第５条の２第１項及び第２項並びに第８条第１項の規定は、平成26年４月１日以後に申し込まれる給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、同日前に申し込まれた給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

（料金に関する経過措置）

3　平成26年４月１日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から同月30日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の第26条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。

4　前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例によることとされる率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年４月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成26年条例第19号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年10月１日から施行する。

（料金に関する経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る水道料金のうち、平成26年10月分までの月分として徴収する水道料金（施行日以後初めて水道料金の額が確定するものに限る。）については、なお従前の例による。

3　平成26年10月分の水道料金（前項の規定により従前の例によることとされた水道料金を除く。）から平成27年３月分までの水道料金として徴収する場合における改正後の第26条の規定の適用については、同条第１号の表中「1,650円」とあるのは「700円」と、「2,640円」とあるのは「700円」と、「4,200円」とあるのは「700円」と、「7,010円」とあるのは「700円」とする。

附　則（平成31年３月29日条例第13号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

（上尾市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

2　第１条の規定による改正後の上尾市水道事業給水条例第５条の２第１項及び第２項並びに第８条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申し込まれる給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、施行日前に申し込まれた給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

3　施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（次項において「特定料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、同項で定める部分）に係る第１条の規定による改正後の上尾市水道事業給水条例第26条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。

4　前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例によることとされる率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年９月27日条例第24号）

この条例は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行の日（令和元年10月１日）から施行する。

別表（第５条の２関係）

給水装置のメーター口径	分担金の額（１給水装置につき）
13ミリメートル	20万円
20ミリメートル	20万円
25ミリメートル	45万円
30ミリメートル	70万円
40ミリメートル	140万円
50ミリメートル	240万円
75ミリメートル	670万円
100ミリメートル	1,000万円
150ミリメートル以上	1,000万円に市長が別に定める額を加えた額